

健康保険 被保険者報酬月額算定基礎届

Table with columns: 常務理事, 事務長, 事務次長, 課長, 担当者

Header section containing 厚生年金事業所整理記号, 健康保険被保険者証の記号, and 社会保険労務士記載欄

Section 1: 被保険者の氏名, 生年月日, 性別, 従前の標準報酬月額, 従前の改定因

Section 2: 算定基礎月の報酬支払基礎日数, 報酬月額 (金銭, 現物, 合計), 従前の標準報酬月額, 適用年月, 備考

Section 3: 算定基礎月の報酬支払基礎日数 (Month 4, 5, 6), 報酬月額 (金銭, 現物, 合計), 従前の標準報酬月額, 適用年月, 備考

Section 4: 算定基礎月の報酬支払基礎日数 (Month 4, 5, 6), 報酬月額 (金銭, 現物, 合計), 従前の標準報酬月額, 適用年月, 備考

Section 5: 算定基礎月の報酬支払基礎日数 (Month 4, 5, 6), 報酬月額 (金銭, 現物, 合計), 従前の標準報酬月額, 適用年月, 備考

Section 6: 算定基礎月の報酬支払基礎日数 (Month 4, 5, 6), 報酬月額 (金銭, 現物, 合計), 従前の標準報酬月額, 適用年月, 備考

神奈川県機器健康保険組合

Bottom left section: 事業所所在地, 名称, 事業主氏名, 電話

Bottom right section: 年 月 日 提出, 社保委員等の検印, 受付日付印, 注意事項

健康保険 被保険者標準報酬決定通知書

再審査請求は、審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に文書又は口頭で社会保険審査会（厚生労働省内）に対して行なうことができ、処分の取消しの訴えは、審査請求の決定があったことを知った日から6か月以内（再審査請求があったときは、その裁決があったことを知った日から6か月以内）に、健康保険組合を被告として提起することができます。（ただし、原則として決定又は裁決の日から1年を経過したときは、提起することができなくなります。）

なお、審査請求があった日から2か月を経過しても決定がないときや、処分の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるときは、その他正当な理由があるときは、再審査請求の決定を経なくても提起することができます。

この通知書の内容に不明な点は、当健康保険組合までお問い合わせください。

また、この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭で社会保険審査官（地方厚生(支)局内）に対して審査請求をすることができます。また、審査請求の決定に不服があるときは、再審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。

⑦ 健康保険被保険者証の番号(厚年整理番号)		① 被保険者の氏名		② 生年月日		③ 種別		④ 従前の標準報酬月額		⑤ 従前の改定月・原因					
② 算定基礎月の報酬支払基礎日数		⑦ 金銭(通貨)によるものの額		⑧ 現物によるものの額		⑨ 合計		⑩ 支払基礎日数17日以上の月の報酬月額の総計		⑪ 適用年月		⑫ 備考			
健康		厚年		氏名		昭5 平7		男1 女2		健康の従前		厚年の従前		※ 年 月	
支払基礎日数		金銭(通貨)によるものの額		現物によるものの額		合計		円 総計		円 適用年月 年 月		円 備考			
4	月 日	円	円	円	円	円	円	円	円	9	月	円	円	円	円
5	月 日	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
6	月 日	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
4	月 日	円	円	円	円	円	円	円	円	9	月	円	円	円	円
5	月 日	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
6	月 日	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
4	月 日	円	円	円	円	円	円	円	円	9	月	円	円	円	円
5	月 日	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
6	月 日	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
4	月 日	円	円	円	円	円	円	円	円	9	月	円	円	円	円
5	月 日	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
6	月 日	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

神奈川県機器健康保険組合

事業所所在地 千 一

名称

事業主氏名

電話 ()局 番 殿

上記のとおり標準報酬が決定されたので、通知します。

年 月 日

神奈川県機器健康保険組合 理事長

正

頁

厚生年金保険 被保険者報酬月額算定基礎届

所長	次長	課長	係長	係員

届書コード	処理区分	届書
2 2 5 ※		

厚生年金 事業所 整理記号	

社会保険労務士記載欄

⑦ 健康保険被保険者証の番号(厚年整理番号)		① 被保険者の氏名			⑧ 生年月日		⑨ 種別	⑩ 従前の標準報酬月額		⑪ 従前の改定	
⑫ 算定基礎月の報酬支払基礎日数		⑬ 報酬月額			⑭ 合計		⑮ 従前の標準報酬月額		⑯ 従前の改定		
		⑰ 金銭(通貨)によるものの額			⑱ 現物によるものの額		⑲ 合計		⑳ 備考		
							㉑ 平均額		㉒ 修正平均額		
							㉓ 決定後の標準報酬月額		㉔ 昇(降)給月		
健康証番号(厚年整理番号)		氏名			昭5 生 年 月 日 平7		男1	健康の従前	厚年の従前	※ 年 月	
							女2	千円	千円	備考	
										・適及支払額	
支払基礎日数		月 日	金銭(通貨)によるものの額	円	現物によるものの額	円	合計	円	適用年月	年 月	円
4										9	円
5											円
6											円
健康証番号(厚年整理番号)		氏名			昭5 生 年 月 日 平7		男1	健康の従前	厚年の従前	※ 年 月	
							女2	千円	千円	備考	
										・適及支払額	
支払基礎日数		月 日	金銭(通貨)によるものの額	円	現物によるものの額	円	合計	円	適用年月	年 月	円
4										9	円
5											円
6											円
健康証番号(厚年整理番号)		氏名			昭5 生 年 月 日 平7		男1	健康の従前	厚年の従前	※ 年 月	
							女2	千円	千円	備考	
										・適及支払額	
支払基礎日数		月 日	金銭(通貨)によるものの額	円	現物によるものの額	円	合計	円	適用年月	年 月	円
4										9	円
5											円
6											円
健康証番号(厚年整理番号)		氏名			昭5 生 年 月 日 平7		男1	健康の従前	厚年の従前	※ 年 月	
							女2	千円	千円	備考	
										・適及支払額	
支払基礎日数		月 日	金銭(通貨)によるものの額	円	現物によるものの額	円	合計	円	適用年月	年 月	円
4										9	円
5											円
6											円

事業所所在地	〒 一
名称	
事業主氏名	
電話	()局 番

年 月 日 提出

社 保 委 員 等 の 検 印

受 付 日 付 印

※印欄は記入しないでください。

(この届書に添付する書類)

この届書には「被保険者報酬月額算定基礎届総括書」を添付してください。

この届書は、7月1日から7月10日までに提出してください。

(元号・被保険者種別の説明)

元号 5：昭和 7：平成

被保険者種別 1：男子 2：女子

(記入の方法)

1. 7月1日以前に被保険者の資格を喪失している方については記入しないでください。
2. ㊸㊹欄の「健保の従前」と「厚年の従前」欄には、この届書を提出する日現在の標準報酬月額を記入します。
なお、標準報酬月額が3桁に満たないものについては、前に0を記入して3桁とします。
3. ㊺欄には、4月、5月、6月に支払われた給与の支払の基礎となった日数を記入します。
(注) 月給者の場合は、その月の日数(給与計算締切日までの日数)
日給者の場合は、稼働日数
4. ㊻欄には、報酬のうち、臨時に受けたもの及び年3回以下で支払われるもの(賞与等)以外のもので、金銭(通貨)で支払われた賃金、給与、俸給手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対償として受けた、すべてのものの額を、それぞれ該当の欄に記入します。
5. ㊼欄には、報酬のうち、食事、住宅、被服など金銭(通貨)以外のもので支払われたものについて、健康保険法第46条又は厚生年金保険法第25条の規定によって厚生労働大臣又は健康保険組合が定めた価格によって算定した額を、それぞれの該当の欄に記入します。
なお、該当しないときは、0を記入します。
6. ㊽欄には、㊻欄+㊼欄の合計額を、それぞれの欄に記入します。
7. ㊾欄には、4月、5月、6月のうち、支払基礎日数が17日以上月の㊽欄(合計額)の総計を記入します。
8. ㊿欄には、この届出により標準報酬月額が決定される年月を記入します。
なお、決定される年が1桁の場合は、前に0を記入して2桁とします。
9. ㊽欄には、㊾欄(総計)の額を、支払基礎日数が17日以上月の数で除して得た平均額を記入します。
10. ㊽欄の「遡及支払額」には、4月、5月、6月の各月に受けた報酬月額のなかに、さかのぼって昇給したことなどによる数ヵ月分以上の昇給差額や、3月分以前の遅払分が含まれている場合に、その額を記入します。
11. ㊽欄の「昇(降)給差の月額」には、「遡及支払額」を記入したときに、昇(降)給により増(減)額された額の月額を記入します。
12. ㊽欄の「昇(降)給月」には、「遡及支払額」を記入したときに、昇(降)給または遡及分の支払が行われた年月を記入します。
13. ㊽欄には、つぎの算定によって計算した額を記入します。
ただし、㊽欄の「遡及支払額」に記入した金額がないときは、この欄の記入は必要ありません。
 - (1) 「6月」に遡及分または遅払分の支払が行われたとき。
$$\{(\text{㊽欄の金額} - \text{㊽欄の「遡及支払額」}) + (\text{㊽欄の「昇(降)給差の月額」} \times 2)\} \div 3 = \text{㊽欄の金額}$$
 - (2) 「5月」に遡及分または遅払分の支払が行われたとき。
$$\{(\text{㊽欄の金額} - \text{㊽欄の「遡及支払額」}) + \text{㊽欄の「昇(降)給差の月額」}\} \div 3 = \text{㊽欄の金額}$$
 - (3) 「4月」に遡及分または遅払分の支払が行われたとき。
$$\{(\text{㊽欄の金額} - \text{㊽欄の「遡及支払額」})\} \div 3 = \text{㊽欄の金額}$$
14. ㊽㊾欄の「健保の決定」と「厚年の決定」欄には、㊽欄の金額(㊽欄に記載されている金額があるときは、㊽欄の金額)を「標準報酬区分表」(健康保険法第40条及び厚生年金保険法第20条)にあてはめて得られた標準報酬月額を記入します。
なお、標準報酬月額が3桁に満たないものについては、前に0を記入して3桁とします。
15. ㊽欄の備考欄には、次の事項を記入します。
 - (1) ㊽欄に記入したときは、その現物の名称。
 - (2) ㊽欄の金額のなかに年4回以上にわたって支払われる賞与が含まれているときは、前1年間の賞与の支給月と1ヵ月当たりの平均支給額。
 - (3) ㊽欄の金額にストライキによる賃金カットされた金額があるときは、その旨、その月、日数及びカット率。
 - (4) ㊽欄の金額に低額の休職給があるときは、その旨、その月及び支給率。
 - (5) 長期欠勤者があるときは、その旨と欠勤を始めた年月日及び賃金支給の有無。
 - (6) 資格取得届提出中のときは、その旨と資格取得年月日及び資格取得届の提出年月日。
 - (7) 健康保険法第118条第1項に該当している方があるときは、「健康保険法第118条第1項該当」の旨。